

## はかりの定期検査について（Q & A）

### Q 1) 定期検査は受検しないとイケないの？

A) はかりは、長年使用していると誤差が生じてくるため、「取引」や「証明」に使用するはかりについては、2年に一度、定期検査を受けなければいけないことが計量法で定められています。

### Q 2) 定期検査が必要なはかりとは？ 「取引」や「証明」とは何？

A) スーパーや食料品店で肉や魚を販売するために重さを量るもの等は「取引」に使うはかり、病院や学校、保育園で体重測定を行って測定値を健康診断票などに使うもの等は「証明」に使うはかりとなり、定期検査が必要です。

また、定期検査が必要なはかりには「**検定証印**」「**基準適合証印**」が付いています。  
一方で、「家庭用印」の付いたはかりは、「取引」「証明」には使用できません。

職種別に、定期検査が必要となる「はかり」の具体例は、下記の通りです。

職種	はかりの使用方法
商店、スーパー等	商品の重さを表記して販売する
薬局、病院等	医薬品を調剤する
金物商・質店	貴金属類やリサイクル品等の売買額を算定する
コーヒー店、茶屋	商品の重さを量り、料金を算定する
コンビニ、宅配事業所	宅配便の重さを量り、料金を算定する
工場、事業所等	原材料の購入や製品の出荷のために計量し、料金を算定する
病院、学校、保育所	・ 体重測定の結果を書類に記入し、本人や自治体等に通知する ・ 体重測定の結果を母子健康手帳に記入する ・ 体重測定の結果を健康診断票等に記入し、通知する

### Q 3) 定期検査を行うのは誰？

A) 定期検査は、大和市が指定定期検査機関として指定した「(公社)神奈川県計量協会」が行います。検査員は職員証を携帯していますので、ご確認ください。

### Q 4) 定期検査を受検するにはどうしたらよい？

A) 大和市産業活性課まで、郵送、ファクス、持参のいずれかの方法でお申し込みください。事業所等から申し込みを受けると、市では検査対象として一覧にまとめ、(公社)神奈川県計量協会に提出します。本市では地域ごとに実施年度を決め、奇数年度は北部地域の事業所等、偶数年度は南部地域を対象としており、2年に1度、定期検査を実施する仕組みとしています。

### Q 5) 購入したばかりなので、すぐに定期検査を受けなくてよいのか？

A) はかりに付されている検定日から1年間のみ、定期検査が免除されます。

**Q 6) はかりのメーカーからメンテナンスを受けた場合は定期検査を受けなくてよい？**

A) 定期検査は、計量法に定められた法定検査であり、メーカーが行うメンテナンスとは異なります。定期検査を受検されるようお願いします。

**Q 7) 今まで他の市町村で使用していたはかりを大和市内で使うことになったが、定期検査を受検する時期は？**

A) お使いのはかりが、前回定期検査を受検した日の翌月1日から1年間が経過していない場合には、今回の定期検査が免除となりますが、経過している場合は受検対象となります。

**Q 8) 定期検査を受けないと罰則がある？**

A) 計量法では、定期検査の規定に違反した者は「50万円以下の罰金に処する」などと定められていますが、罰則適用以前に、取引や証明を行う相手とのトラブルを未然に防ぐためにも、計量法を遵守されるようお願いします。

**Q 9) 定期検査の日時指定はできる？**

A) 定期検査の実施前に、神奈川県計量協会から「はかりの定期検査について」（お知らせ）と記したはがきが届きます。検査日時については、おおよその訪問期間と時間（例：12月2日～18日の平日の原則9時30分～12時及び13時～15時30分の間）が示されますが、日時指定はできません。日時指定で受検したい場合は「Q12」をご覧ください。

**Q 10) 定期検査にかかる時間と検査する場所は？**

A) 一つのはかりの検査に係る時間は、概ね10分～15分程度です。また、検査は事業所へお伺いして行います。

**Q 11) 検査料はいつ支払い、どれ位かかる？**

A) 定期検査の実施時に現金でお支払いいただきます。検査料については、市ホームページ「大和市の計量」内にある「はかりの検査料一覧」をご確認ください。

**Q 12) 市が行う定期検査とは別に、計量士に依頼して定期検査を受検できる？**

A) 大和市内に届出している民間の計量士と直接契約して検査を受け、その旨を市に報告することにより、市の定期検査が免除される制度があります。「定期検査に代わる計量士による検査（以降、「代検査」）」といます。代検査の検査料は計量士によって異なります。